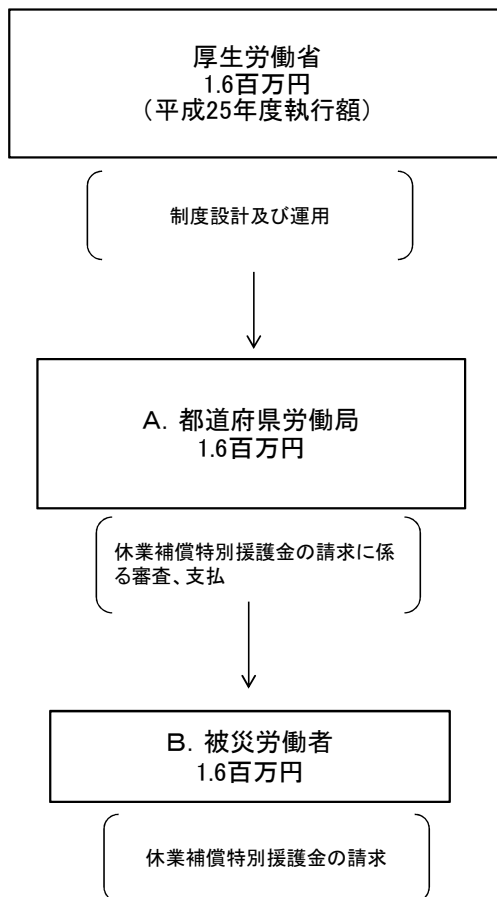


平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	休業補償特別援護経費			<b>担当部局</b>	労働基準局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	昭和57年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	補償課		三浦 宏二		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定			<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			<b>関係する計画、通知等</b>	休業補償特別援護金支給要綱				
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。遅発性疾患に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾患に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	2	2	2	2			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	2	2	2	2	0			
	執行額	2	2	2					
執行率(%)	75%	80%	107%						
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	98.4	93.9	93.9			
		目標値	%	80	80	80	80		
		達成度	%	123%	117.4%	117.4%			
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績	件	64	78	78	
				当初見込み	件	-	56	64	78
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	
				計算式	/	-	-	-	-
<b>平成27-28年度予算内訳</b> (単位:百万円)	<b>費目</b>	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金	2							
	計	2	0						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、遅発性疾患に罹患し業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給するものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対する休業補償特別援護金の支給に必要な労災援護給付金の支給のみである。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績は目標を上回っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みを上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、26年度は、申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合が目標値を上回っており、適切な事業が実施されている。			
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、支給状況等を勘案し、適切に予算要求を行うこととともに、適切な事業を実施することとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	660-18	平成23年度	994	平成24年度	837
平成25年度	432	平成26年度	442		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.都道府県労働局			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.9			
	計		0.9	計		0
B.被災労働者			F.			
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.6				
計		1.6	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.9	-	-
2	大阪労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.3	-	-
3	京都労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.2	-	-
4	熊本労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.1	-	-
5	茨城労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.1	-	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	休業特別援護金の請求	1.6	-	-